真岡市におけるケアマネジメントに関する基本方針

１　介護保険法の基本理念

　介護保険制度の基本理念は、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」である。（介護保険法第１条）

　また、保険給付は「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない」（同法第２条第2項）また「被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。」（同法第２条第３項）と定められている。

２　ケアマネジメントの基本方針

　※真岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第3条

　※真岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条

（１）居宅介護ケアマネジメント

　〇　居宅介護ケアマネジメントは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

　〇　居宅介護ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

　〇　居宅介護ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行われなければならない。

　〇　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、真岡市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等の関係機関との連携に努めなければならない。

（２）　介護予防ケアマネジメント

　〇　介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

　〇　介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ

て、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、

総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

　〇　介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、

常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種

類又は特定の指定介護予防サービス等の事業者に不当に偏することのないよう、公正

中立に行わなければならない。

　〇　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、真岡市、地域包括支援センタ

ー、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、

介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含

めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。